

証券コード 4420
2025年3月10日

株 主 各 位

東京都中野区本町一丁目32番2号
イーソル株式会社
代表取締役社長 長谷川 勝 敏

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.esol.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4420/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「イーソル」または「コード」に当社証券コード「4420」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日ご出席いただけない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、インターネットまたは書面（郵送）にて、2025年3月27日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都中野区本町一丁目32番2号
ハーモニースクエア 3階 ハーモニーホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第50期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第50期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式に係る報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 2. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 3. インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 4. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 5. 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面または電磁的方法により当社にご通知ください。

以 上

- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 車いす等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。当日受付にてご案内いたします。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
4. 会社法により、電子提供措置事項について各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりますが、本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
5. 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
- ①事業報告の「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」「剰余金の配当等の決定に関する方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



事前質問の受付についてのご案内

第50回定時株主総会の開催に先立ち、本総会の目的事項に関するご質問をお受けいたします。株主の皆様のご関心が高いと思われる事項につきましては、本総会当日に回答させていただく予定です。ご質問を承りますが、回答をお約束するものではございません。また、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。



受付方法

下記のURLまたはQRコードより、事前質問受付フォームにアクセスのうえ、株主番号、お名前、ご質問内容をご入力ください。



URL

<https://forms.office.com/r/H89zxpHJXz>

QRコード



QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



受付期限

2025年3月25日（火曜日）午後5時30分まで



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年3月28日（金曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
イーソル株式会社 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股

X X X X 部 X X 月 X X 日

議決権行使書用紙の所有株式数 XX 股
議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ロデザイン用QRコード
ロデザインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
見本 XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
ロデザイン用QRコード XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

〇〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

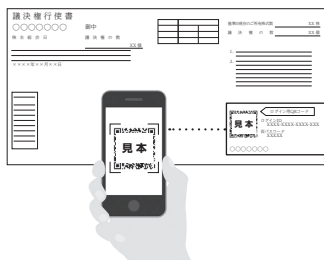
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトログインすることができません。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力をクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主還元の向上とのバランスに留意しながら、配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、この基本方針に基づき、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金4円
配当総額 75,975,416円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

変更の理由は次のとおりであります。

- (1) 当社の主たる事業である組込みソフトウェア業界の趨勢となっている用語を使用することを目的として、事業目的の表現の一部を変更するものであります。
- (2) 取締役社長が取締役会議長に就任する旨を規定しておりますが、コーポレートガバナンスの更なる高度化及び経営の意思決定の透明性と客観性向上をより一層進めることを目的として、取締役の中から適切な者を取締役会議長に選定することを可能とするため、変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) コンピュータならびにコンピュータ周辺機器のソフトウェアとハードウェアに関する研究開発・製造・販売	(1) コンピュータならびにコンピュータ周辺機器のソフトウェアとハードウェアに関する研究開発・製造・販売
(2) コンピュータならびにコンピュータ周辺機器のソフトウェアとハードウェアに関する開発の受託	(2) コンピュータならびにコンピュータ周辺機器のソフトウェアとハードウェアに関するエンジニアリングサービスの提供
(3) 第2号に関する技術者の派遣	(3) 第2号に関する技術者の派遣
(4) 前各号に関するコンサルティング業務	(4) 前各号に関するコンサルティング業務
(5) 前各号に付帯する一切の業務	(5) 前各号に付帯する一切の業務

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故がある時は、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定め</u> <u>た取締役</u>が招集し、議長となる。<u>当該取締</u> <u>役に事故がある時は、あらかじめ取締役会</u> <u>で定めた順序により、他の取締役が招集</u> <u>し、議長となる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、取締役会から指名・報酬諮問委員会へ諮問を行い、各候補者は当社の取締役として適任であるとの答申を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	ごんどう まさ き 権藤 正樹 (1970年10月10日)	1996年 9 月 エルグ株式会社（現当社）入社 2010年 1 月 当社技術戦略室長 2012年 1 月 当社技術本部長 2017年 3 月 当社取締役技術本部長 2022年 1 月 当社取締役ソフトウェア事業部長 2022年 3 月 当社専務取締役ソフトウェア事業部長 2025年 1 月 当社専務取締役CTO兼組込みソフトウェア事業・品質管理本部掌管（現任）	167,923株
再 任	【選任理由】 1996年9月に当社入社後、自社製OS開発エンジニアとしてキャリアをスタートし、当社のコア技術であるeT-KernelやeMCOSをはじめとした主力製品の開発、さらには世界的な自動車ソフトウェア標準化団体であるAUTOSARにおいて、日本においても数少ないアーキテクトとして活躍してまいりました。ビジネス面では、プロダクトマネジメントを15年前に全社導入し、テクノロジーとビジネスの両輪を牽引してまいりました。2022年より組込みソフトウェア事業のトップとして、当社創設以来初めてとなる同事業単体で100億円を超える売上高を達成し、経営面でも十分な実績を有しております。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の業務執行の監督を行うに適任であると考え、取締役候補者とするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2 再 任	うえやま のぶゆき 上山 伸幸 (1963年 1 月20日)	1999年 7 月 イーシム株式会社代表取締役 2001年 4 月 エルグ株式会社（現当社）入社 2001年 4 月 当社エンベデッドプロダクツ事業部長 2001年 6 月 当社取締役エンベデッドプロダクツ事業部長 2008年 3 月 当社常務取締役 2015年 3 月 イーソルトリニティ株式会社代表取締役社長（現任） 2017年 1 月 当社常務取締役エンベデッドプロダクツ事業部長 2018年 3 月 eSOL Europe S.A.S.代表（現任） 2022年 1 月 当社常務取締役ソフトウェア事業部 ビジネスマネジメント本部長 2025年 1 月 当社常務取締役、管理統括部・コーポレートコミ ュニケーション室管掌（現任） （重要な兼職の状況） イーソルトリニティ株式会社代表取締役社長（現任） eSOL Europe S.A.S.代表（現任）	209,421株
【選任理由】 組込みソフトウェア業界での営業経験が長く、業界内の国内企業だけでなく、海外企業とのコネクションも豊富に有しており、当社のグローバル展開において重要な役割を担ってまいりました。また、当社子会社及び外資系企業の代表としての経歴を通じて、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の業務執行の監督を行うに適任であると考え、取締役候補者とするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3 再 任	は せ がわ かつとし 長谷川 勝敏 (1962年 1月26日)	1982年 4 月 エルグ株式会社（現当社）入社 1997年 4 月 当社ソフトウェア事業部長 1999年 6 月 当社取締役ソフトウェア事業部長 2001年 4 月 当社取締役ソリューションエンジニアリング事業部長 2003年 4 月 当社常務取締役 2005年 1 月 当社専務取締役 2013年 3 月 当社代表取締役社長、ガバナンス室管掌 2015年 3 月 イーソルトリニティ株式会社取締役会長（現任） 2020年 1 月 当社代表取締役社長、社長室・ガバナンス室管掌 2020年 3 月 当社代表取締役社長、社長室・ガバナンス室・経 理部・管理部管掌 2022年 1 月 当社代表取締役社長、社長室・ガバナンス室・管 理統括部・経理部管掌 2024年 1 月 当社代表取締役社長、社長室・ガバナンス室・管 理統括部管掌 2025年 1 月 当社代表取締役社長、社長室・内部統制室管掌 (現任) (重要な兼職の状況) イーソルトリニティ株式会社取締役会長（現任）	347,374株
		【選任理由】 1982年4月にソフトウェアエンジニアとして入社後、開発業務のみならずマネジメントの手腕が評価され入 社15年でソフトウェア事業部長に就任し、組込みソフトウェア製品開発、エンジニアリングサービスの統括を 担ってまいりました。また、現センシングソリューション事業の事業部長、管理部長の業務経験もあり当社の全 事業に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識は、当社 の経営に活かせると考え、取締役候補者とするものであります。	
4 再 任	やま だ みつのぶ 山田 光信 (1974年10月21日)	1995年 4 月 エルグ株式会社（現当社）入社 2007年 8 月 当社ロジスティクスエンジニアリング (現センシングデバイス本部) 事業部長 2008年 3 月 当社取締役ロジスティクスエンジニアリング事業部長 2025年 1 月 当社取締役、センシングソリューション事業管 掌、センシングデバイス本部長（現任）	525,910株
		【選任理由】 1995年4月に現センシングデバイス本部に入社以来、車載プリンタ、ハンディターミナルといったハードウ ェア製品のメンテナンスや出荷業務から営業まで、一貫して同事業部の商流を経験してまいりました。また、当 社事業のみならず、他社製品や業界動向に関する豊富な知見を有しております。同氏がこれまでの経歴で培った 経験及び見識から、当社の業務執行の監督を行うに適任であると考え、取締役候補者とするものであります。	

招 集 と 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5 再 任	う だ と も ゆ き 宇田 智之 (1967年6月29日)	1994年 8 月 エーアイコーポレーション株式会社入社 1997年 8 月 Lantronix, Inc.入社 2003年 2 月 当社入社 2004年 1 月 eSOL, Inc. CEO 2011年 3 月 ダッソー・システムズ株式会社入社 2012年 7 月 イータス株式会社入社 2017年 1 月 ビステオンジャパン株式会社入社 2019年 7 月 アンシスジャパン株式会社入社 2023年 7 月 当社執行役員ソフトウェア事業部ビジネスマネジ メント本部副本部長 2024年 3 月 当社取締役ソフトウェア事業部ビジネスマネジメ ント本部副本部長 2025年 1 月 当社取締役CBO兼ビジネスマネジメント本部長 (現任)	1,189株
	【選任理由】 組込みソフトウェア業界における、外資系企業での豊富なマネジメント経験を有しており、当社の営業体制の構築及び管理において重要な役割を担ってまいりました。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の業務執行の監督を行うに適任であると考え、取締役候補者とするものであります。		
6 再 任 社 外 独 立	な か い ど の ぶ ひ で 中井戸 信英 (1946年11月1日)	1971年 4 月 住友商事株式会社入社 2005年 4 月 同社代表取締役副社長執行役員 2009年 6 月 住友情報システム株式会社（現SCSK株式会社） 代表取締役会長兼社長 2011年10月 SCSK株式会社代表取締役社長 2013年 6 月 同社代表取締役会長 2016年 4 月 同社取締役相談役 2019年 3 月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) いちご株式会社社外取締役（現任） 一般社団法人日本CHRO協会理事長（現任） ソースネクスト株式会社社外取締役（現任） 株式会社ジェイエイシーリクルートメント社外取締役（現任）	—
	【選任理由及び期待される役割の概要】 企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の業務執行の監督機能の維持・向上及び経営全般における助言を期待し、社外取締役候補者とするものであります。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。		

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. 中井戸信英氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中井戸信英氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結しておりますが、中井戸信英氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。その契約の概要は、次のとおりであります。
 - ・当社は社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、取締役候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 役員等賠償責任保険契約の概要
当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2025年12月に更新をする予定です。
本議案において各取締役候補者の選任が承認可決された場合には、各再任取締役候補者は引き続き被保険者となります。
 - ① 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。
 - ② 保険料
保険料は全額会社負担としております。
6. 中井戸信英氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式に係る報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額は、2018年3月29日開催の第43回定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

また、2020年3月27日開催の第45回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」という。）として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、年額40,000千円以内の金銭債権を支給することにつき、ご承認をいただいております。

今般、対象取締役に対し、株主の皆様と株価変動のメリット及びリスクを共有し、中長期的な業績向上及び企業価値向上に向けた動機付けを従来以上に高めることを目的とし、上記の報酬枠とは別枠にて、単年度の業績に連動する株式報酬として、当社取締役会においてあらかじめ定める当社の業績目標に対する達成度等に応じて譲渡制限付株式を支給するパフォーマンス・シェア・ユニット（以下、「本制度」という。）を導入することにつきご承認をいただきたいと存じます。

当社は対象取締役に対して、当社取締役会があらかじめ定める業績条件を達成したこと、譲渡制限付株式の発行の決議日において当社の取締役の地位にあること等を条件に、当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給します。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の諮問を経たうえで、当社取締役会で決定します。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容と整合するよう、本総会終結後の取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しております。

また、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役2名）であり、第3号議案のご承認をいただいた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役1名）、うち本制度の対象となる取締役の員数は5名となります。

本制度の概要は以下に記載のとおりであり、上記の目的に沿うよう設計されているため、その内容は相当なものであると考えております。

1. 本制度の概要

当社は、業績評価の対象となる事業年度（以下、「業績評価期間」という。）において当社の取締役会があらかじめ決定した業績数値目標の達成度等に応じて支給する当社普通株式の数を当社取締役会で決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要(5)の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結することを条件とします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」という。）。

また、当社は、決定された各対象取締役に支給する当社普通株式の数に応じ、現物出資による払込みに充てるための金銭報酬債権を各対象取締役にに対して支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます。

当社は、業績評価期間における当社取締役会で決定した業績数値目標に対する達成度等に基づき決定される数の当社普通株式を、業績評価期間の終了後に支給します。

(1) 業績評価期間

本制度に係る業績評価期間は、原則として当社の取締役の役務提供期間（定時株主総会開催日から次期定時株主総会開催日まで）開始日の属する事業年度開始日から当該事業年度終了日までの期間とする。ただし、取締役会が必要と認める場合には、合理的な範囲において必要に応じ取締役会が業績評価期間を決定することができる。

(2) 支給条件及び支給株式数

本株式は、業績評価期間の期初において、当社の取締役会が定める利益の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標を達成した場合に限り支給するものとし、その支給数は業績目標の達成状況に基づき算出するものとする。

(3) 組織再編等の取扱い

本株式の支給前までに、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本株式の支給は行わないものとする。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の概要

① 割当契約の締結

本株式の支給は、各対象取締役が当社と譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件とする。ただし、当該役務提供期間が任期の最終期となる対象取締役についてはこの限りではない。

② 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年の間、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

③ 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して、当社または当社子会社のいずれかの地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

④ 無償取得事由

対象取締役が任期満了または定年、死亡その他正当な理由によらず、当社及び当社子会社のいずれの地位からも退任または退職することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき定める。

⑤ 任期満了による退任等の取扱い

上記②③の定めにかかわらず、対象取締役が譲渡制限期間の途中で任期満了または定年、死亡その他正当な理由により、当社及び当社子会社のいずれの地位からも退任または退職する場合には、本株式の全部について、当該退任または退職した時点をもって譲渡制限を解除する。

⑥ 組織再編等における取扱い

上記②③の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本株式の全部について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(5) その他の事項

本制度に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

2. 金銭報酬債権の額及び支給株式の上限

(1) 金銭報酬債権の算定

各対象取締役を支給される金銭報酬債権の額は、支給される株式数に、支給時株価を乗じて算定する。

なお、支給時株価とは、当社普通株式の支給に係る当社取締役会決議の日の前営業日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）をいう。

(2) 金銭報酬債権の上限及び支給株式数の上限

本制度における金銭報酬債権の総額については各事業年度の連結営業利益の10%以内、対象取締役が支給を受ける当社普通株式の上限数は年150,000株以内とする。

(3) 株式分割・株式併合等

本制度について、本議案の決議の日以降、当社普通株式について株式分割もしくは株式併合または当社普通株式の株式無償割当てが行われ、当社の発行済株式総数が増減する場合は、対象取締役を支給する株式数及び金銭報酬債権の額を合理的に調整するとともに、上記当社普通株式の上限総数を合理的に調整するものとする。

以上

（ご参考）各取締役が有するスキル（スキルマトリックス）

本総会第3号議案が原案どおり、承認可決された場合の取締役会の構成は、次のとおりとなります。

氏名	当社における地位	所有するスキル、経験						
		企業経営	営業広報・マーケティング	ITテクノロジー	国際性	財務会計	法務リスクマネジメント	人事
権 藤 正 樹	代表取締役社長 CEO兼CTO	●	●	●	●	●	●	●
上 山 伸 幸	常務取締役	●	●	●	●	●	●	●
長谷川 勝 敏	取締役相談役	●	●	●	●	●	●	●
山 田 光 信	取締役		●	●				
宇 田 智 之	取締役CBO	●	●	●	●		●	●
社外 独立 中井戸 信 英	取締役	●			●	●	●	
高 野 憲一郎	取締役監査等委員			●			●	
社外 独立 高 橋 廣 司	取締役監査等委員	●				●		
社外 独立 鹿 住 倫 世	取締役監査等委員	●	●			●	●	●

事業報告

(2024年 1月 1日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、インバウンド需要の増加や雇用・所得環境の改善等により、景気は緩やかに持ち直しの動きが見られたものの、地政学的リスクの長期化や米国の今後の政策動向を含む世界情勢の変化、急激な為替の変動、原材料等の価格の上昇等により、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループの組込みソフトウェア事業の主要取引市場である自動車市場では、自動車が単なる移動手段ではなく、社会インフラの一部に変わりつつある中で、次世代のSoftware-Defined Vehicle（ソフトウェア定義型の自動車）の開発が急務であり、同市場は大きな変革期にあります。また、自動車や医療分野を中心に、安全技術への需要が高まっており、機能安全規格の認証取得が求められる傾向にあります。

このような環境の中、当社グループは自動車市場をメインターゲットと位置づけ、「フルスタックエンジニアリング」（注）を提供し、当社製品に対する研究開発への投資を引き続き行ってまいりました。また、センシングソリューション事業がメインターゲットの1つとしている食肉市場並びに倉庫・物流業界に対し、車載プリンタ並びにハンディターミナルの拡販を進めました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高11,908百万円（前連結会計年度比23.7%増）、研究開発への投資を行い、営業利益1,113百万円（前連結会計年度は82百万円の営業損失）、経常利益1,163百万円（前連結会計年度は62百万円の経常利益）、法人税等調整額の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益892百万円（前連結会計年度比552.7%増）となりました。

（注）ソフトウェアシステムの基盤層であるOSから、ミドルウェア、プラットフォーム、アプリケーション、そしてツールとプロセスまでの全ての階層を統合してエンジニアリングを行うこと。

各セグメントの経営成績は次のとおりであります。

(組込みソフトウェア事業)

当事業は、フルスタックエンジニアリングの提供として、幅広い分野における電子機器向けの自社製ソフトウェア製品RTOS（リアルタイム・オペレーティング・システム）の開発・販売、エンジニアリングサービスを主に行っております。その結果、売上高11,145百万円（前連結会計年度比23.9%増）及び研究開発への投資を行い、セグメント利益910百万円（前連結会計年度は114百万円のセグメント損失）となりました。

また、当セグメントの売上高の内訳としては、ソフトウェア製商品は2,304百万円（前連結会計年度比44.6%増）、エンジニアリングサービス等は8,841百万円（同19.5%増）となっております。

(センシングソリューション事業)

当事業は、冷蔵・冷凍食品市場、食肉市場及び物流市場において、車載プリンタやハンディターミナルの販売、新たなセンサネットワークビジネスを進めました。その結果、売上高602百万円（前連結会計年度比5.7%減）及びセグメント利益34百万円（同38.1%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は58百万円であります。その主な内訳は、開発用機材等の購入であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、資本市場での社債及び新株式の発行による資金調達はありませんでした。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 47 期 (2021年12月期)	第 48 期 (2022年12月期)	第 49 期 (2023年12月期)	第 50 期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売 上 高 (千円)	8,937,872	8,872,408	9,628,105	11,908,042
経常利益又は経常損失 (千円) (△)	330,325	△250,617	62,856	1,163,511
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△) (千円)	200,702	△357,830	136,720	892,392
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (円) (△)	9.86	△17.56	6.70	45.74
総 資 産 (千円)	7,284,029	7,213,735	7,635,850	6,988,262
純 資 産 (千円)	5,777,761	5,409,299	5,661,525	4,988,446
1株当たり純資産額 (円)	283.73	265.36	277.56	262.63

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第48期の期首から適用しており、第48期以降に関わる経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 47 期 (2021年12月期)	第 48 期 (2022年12月期)	第 49 期 (2023年12月期)	第 50 期 (当事業年度) (2024年12月期)
売 上 高 (千円)	8,678,339	8,650,148	9,258,221	11,300,064
経常利益又は経常損失 (千円) (△)	294,039	△170,749	△22,788	927,101
当期純利益又は当期純損失 (千円) (△)	175,735	△245,729	55,166	698,149
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (円) (△)	8.63	△12.06	2.71	35.79
総 資 産 (千円)	7,032,857	6,997,070	7,386,164	6,698,303
純 資 産 (千円)	5,670,639	5,411,530	5,577,387	4,707,373
1 株当たり純資産額 (円)	278.47	265.47	273.44	247.84

(注) 1. 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失は期中平均発行済株式数に基づき、1 株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第48期の期首から適用しており、第48期以降に関わる主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
イーソルトリニティ株式会社	10,000千円	100%	ソフトウェア事業
eSOL Europe S.A.S.	10万ユーロ	100%	ソフトウェア事業

(4) 対処すべき課題

① 組込みソフトウェア事業におけるフルスタックエンジニアリングの提供

現在、社会のIoT化がますます進み、さらにサイバー空間に収集されたデータはあらゆる分野と連携し、生活をより豊かにするとともに、私たちが抱える社会的な課題の解決へも繋がっていきます。そのような環境下で、ソフトウェア技術をモノづくりによって効果的に活用するために必要なアプローチである、SDx（ソフトウェア定義システム）は、世界中のメーカーが実現を目指しています。SDxは、ソフトウェアを構成するOS層からアプリケーション層までの各層をプラットフォーム化することであり、フルスタックエンジニアリングとは、各階層を統合してエンジニアリングを行い、プラットフォーム化を実現する方法です。フルスタックエンジニアリングは領域が非常に広いことから、自社製ソフトウェアに加え、OSS（オープンソースソフトウェア）やパートナーシップを積極的に活用しながら、自社の技術力を引き続き高めていくことにより、提供してまいります。

② 組込みソフトウェアエンジニアの確保・育成

当社グループの主力事業は組込みソフトウェア事業であり、最大の経営資源は、組込みソフトウェアエンジニアです。したがって、組込みソフトウェアエンジニアの積極的な採用とともに、人材の包括的かつ継続的な成長を実現するシステムとして、さまざまな施策を推進してまいります。

③ センシングソリューション事業における既存市場からの出口戦略

1991年に開始した車載プリンタの販売は、加工食品市場、乳製品市場の成熟化、ロジスティクスのセンター納品化、EDI（Electronic Data Interchange）の浸透、販売ルートの統廃合等により、今後の成長を見込むことは難しい市場と考えておりますが、今後も一定程度の市場規模が存在すると予想されますので、その需要を取り込みつつ、従来の販売に加え、新たに一定期間、製品やサービスを提供するサブスクリプションによる販路拡大により、利益の確保に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

事業区分	事業内容
組込みソフトウェア事業	組込み製商品の開発・販売及びエンジニアリングサービス等の提供
センシングソリューション事業	流通・物流市場向けトータルソリューションの提供及びIoTソリューションの提供

(6) 主要な事業所（2024年12月31日現在）

① 当社

本 社	東京都中野区
サ ー ビ ス セ ン タ ー	埼玉県さいたま市南区
大 阪 オ フ ィ ス	大阪府大阪市淀川区
中 部 オ フ ィ ス	愛知県名古屋市中区

（注）刈谷オフィスは2024年2月29日をもって閉鎖し、2024年3月1日より新たに中部オフィスを開設いたしました。

② 子会社

イーソルトリニティ株式会社	本社（東京都中野区）
eSOL Europe S.A.S.	本社（フランス）

(7) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
組込みソフトウェア事業	455名	14名増
センシングソリューション事業	24	1名減
報告セグメント計	479	13名増
全社（共通）	44	1名減
合計	523	12名増

- （注） 1. 従業員数は就業人員（出向者を除き、受入出向者並びに契約社員及び常用パートを含む。）であります。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、組込みソフトウェア事業及びセンシングソリューション事業に該当しない間接部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
504名	11名増	40.6才	11.6年

- （注）従業員数は就業人員（出向者を除き、受入出向者並びに契約社員及び常用パートを含む。）であります。

(8) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 69,760,000株
- ② 発行済株式の総数 20,000,000株（自己株式1,006,146株を含む）
- ③ 株主数 3,747名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
イースル従業員持株会	2,093,841株	11.02%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,662,400	8.75
株式会社KAM	1,410,720	7.43
株式会社ビーオービー	1,200,000	6.32
株式会社アバールデータ	800,000	4.21
笠谷喜代年	642,171	3.38
山田光信	525,910	2.77
中村二三夫	410,200	2.16
野村信託銀行株式会社 (信託口)	400,000	2.11
INTERACTIVE BROKERS LIMITED	366,400	1.93

(注) 1. 当社は、自己株式を1,006,146株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2020年3月27日開催の第45回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いたしました。この決議に基づき、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、2024年3月28日の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことを決議しており、当事業年度中に当社の取締役に対し、職務執行の対価として交付した譲渡制限付株式の数は以下の通りです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	10,701株	5名

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2024年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	長谷川 勝 敏	社長室・ガバナンス室・管理統括部管掌 イーソルトリニティ株式会社取締役会長
専 務 取 締 役	権 藤 正 樹	ソフトウェア事業部長
常 務 取 締 役	上 山 伸 幸	ソフトウェア事業部ビジネスマネジメント本部長 イーソルトリニティ株式会社代表取締役社長 eSOL Europe S.A.S.代表
取 締 役	山 田 光 信	センシングデバイス事業部長
取 締 役	宇 田 智 之	ソフトウェア事業部ビジネスマネジメント本部副本部長
取 締 役	中井戸 信 英	いちご株式会社社外取締役 一般社団法人日本CHRO協会理事 ソースネクスト株式会社社外取締役 株式会社ジェイエイシーリクルートメント社外取締役
取 締 役	林 田 篤	株式会社デンソー執行幹部 Chief Software Officer (CSwO) ソフトウェア統括部長 ソフトウェア改革統括室長 電装光庭汽車電子有限公司董事 PiNTeam Holding GmbH External Board Member 東芝情報システム株式会社取締役 電装智能科技有限公司董事長
取 締 役 (常勤監査等委員)	高 野 憲 一 郎	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	高 橋 廣 司	株式会社プロネット代表取締役社長 株式会社サンセイランディック社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鹿 住 倫 世	専修大学商学部教授 大学院商学研究科長

- (注) 1. 取締役 中井戸信英氏、林田篤氏、高橋廣司氏、鹿住倫世氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 高橋廣司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 鹿住倫世氏は、大学商学部教授及び大学院商学研究科長であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員会体制の実効性を高めるため、取締役 高野憲一郎氏を常勤の監査等委員に選定しております。

5. 当社は、取締役 中井戸信英氏、高橋廣司氏、鹿住倫世氏を、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

当該保険契約の被保険者は、当社取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の故意または重大な過失に起因する損害等については填補の対象外としております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、各取締役の役位、責務、貢献度等により、代表取締役社長が決定する。賞与の支給を行う場合は役位、責務、貢献度等により代表取締役社長が起案し、取締役会の決議をもって決定する。

b. 非金銭報酬等に関する方針

譲渡制限付株式報酬制度を採用する。譲渡する株式数は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、役位、責務、貢献度等により代表取締役社長が起案し、取締役会の決議をもって決定する。

c. 報酬等の割合に関する方針

上記「a.～b.」について概ね12:1の割合を目安として、各事業年度の業績等により変動する。

- d. 報酬等の付与時期や条件に関する方針
在任期間において、月例報酬として支払う。
- e. 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項
当社の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役会により委任された代表取締役社長長谷川勝敏であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、各取締役の役位、責務、貢献度等を考慮して決定する権限を有しており、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、各取締役の1年間の月例報酬につき代表取締役社長に決定を一任する。委任した理由は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、当社の業績及び事業環境を勘案しつつ、各取締役の担当する重点施策に対し、定量と定性の両面から評価を行うには代表取締役社長が適していると判断した。
なお、当該一任された権限が適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役会による一任決議を毎年行うものとする。
- f. 報酬等の内容の決定方法（上記「e.」を除く。）
指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役会にて決議する。
- g. 上記のほか個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項
指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役会にて決議する。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	121,669千円 (3,600)	112,920千円 (3,600)	8,749千円 (-)	7名 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	10,293 (4,800)	10,293 (4,800)	- (-)	5 (3)
合 計 （うち社外役員）	131,962 (8,400)	123,213 (8,400)	8,749 (-)	12 (5)

- (注) 1 上表には、2024年3月28日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年3月29日開催の第43回定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名（うち、社外取締役は0名）です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年3月29日開催の第43回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は、4名（うち、社外取締役は3名）です。
5. 2020年3月27日開催の第45回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、上記「（注）3.」の固定報酬枠とは別に、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額として年額40,000千円以内とすることを決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は、5名です。
6. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
譲渡制限付株式の付与のために報酬として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）5名に付与した譲渡制限付株式8,749千円（報酬等としての額）。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 中井戸信英氏は、いちご株式会社、ソースネクスト株式会社、株式会社ジェイエイシーリクルートメントの社外取締役及び一般社団法人日本CHRO協会の理事長であります。当社と各兼職先との間には特別な利害関係はありません。
- ・取締役 林田篤氏は、株式会社デンソーの執行幹部、電装光庭汽車電子有限公司董事、PiNTeam Holding GmbHのExternal Board Member、東芝情報システム株式会社の取締役、電装智能科技有限公司の董事長であります。株式会社デンソーは当社の特定関係事業者であり、当社は株式会社デンソーとの間に業務提携に関する契約等の取引関係があります。株式会社デンソーを除き、当社と各兼職先との間には特別な利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）高橋廣司氏は、株式会社プロネットの代表取締役社長、株式会社サンセイランディックの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）鹿住倫世氏は、専修大学商学部教授及び同大学院商学研究科長であります。当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 中井戸 信 英	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しました。企業経営者としての豊富な経験と高い見識を活かし、当社の業務執行の監督機能の維持・向上及び経営全般における有意義な発言を積極的に行っております。また、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べており、適切な役割を果たしております。
取締役 林 田 篤	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席しました。車載ソフトウェア事業の統括に関する豊富な経験と高い見識を活かし、当社の業務執行の監督機能の維持・向上及び経営全般における有意義な発言を積極的に行っております。また、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べており、適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 高橋 廣 司	当事業年度において開催された取締役会15回の全てに、監査等委員会14回の全てに出席しました。公認会計士としての専門的見地から、特に財務・会計等に関して発言を行っております。また、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べており、適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 鹿住 倫 世	当社社外取締役（監査等委員）就任後の当事業年度において開催された取締役会11回の全てに、監査等委員会10回の全てに出席しました。大学商学部教授及び大学院商学研究科長としての専門的見地から、特に財務・会計等に関して発言を行っております。また、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べており、適切な役割を果たしております。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,730,165	流 動 負 債	1,746,542
現 金 及 び 預 金	3,267,624	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	583,534
受 取 手 形	125,217	未 払 金	325,943
売 掛 金	1,738,440	未 払 費 用	38,681
契 約 資 産	206,742	未 払 法 人 税 等	161,183
商 品 及 び 製 品	113,607	未 払 消 費 税 等	325,759
仕 掛 品	95,392	契 約 負 債	222,188
前 払 費 用	158,511	預 り 金	27,088
そ の 他	24,627	賞 与 引 当 金	59,942
固 定 資 産	1,258,097	そ の 他	2,219
有 形 固 定 資 産	232,002	固 定 負 債	253,273
建 物 附 属 設 備	182,521	長 期 未 払 金	88,153
工 具 、 器 具 及 び 備 品	49,480	繰 延 税 金 負 債	16,948
無 形 固 定 資 産	104,471	資 産 除 去 債 務	138,196
ソ フ ト ウ エ ア	101,834	そ の 他	9,976
そ の 他	2,637	負 債 合 計	1,999,816
投 資 そ の 他 の 資 産	921,622	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	690,630	株 主 資 本	4,819,834
長 期 前 払 費 用	64,446	資 本 金	1,041,818
繰 延 税 金 資 産	1,815	資 本 剰 余 金	942,093
敷 金 及 び 保 証 金	164,729	利 益 剰 余 金	3,348,273
資 産 合 計	6,988,262	自 己 株 式	△512,351
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	168,611
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	157,860
		為 替 換 算 調 整 勘 定	10,751
		純 資 産 合 計	4,988,446
		負 債 純 資 産 合 計	6,988,262

連結損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額												
売上 売上 販売費 営業 受 受 為 助 そ 営 自 そ 経 特 特 固 投 税 法 法 当 親	上	原	高		11,908,042											
	上	利	価		7,500,770											
	総	益			4,407,271											
	一	管			3,293,849											
	般	理			1,113,422											
	利	費			261											
	収	益			33,008											
	取	益			408											
	配	当			5,423											
	替	差			12,496											
成	金	収		51,598												
の	の	用														
業	外	費														
自	己	株	式	取	得	費	用	他	1,352							
そ				の					156	1,509						
経	常	利	益													
特	別	利	益							1,163,511						
投	資	有	価	証	券	売	却	益	862	862						
特	別	損	失													
固	定	資	産	除	却	損			4,634							
投	資	有	価	証	券	評	価	損	4,679	9,313						
税	金	等	調	整	前	当	期	純	利	益						
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税					
法	人	税	等	調	整	額			154,973							
当	期	純	利	益					107,694	262,667						
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	利	益		892,392
																892,392

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,422,574	流 動 負 債	1,737,655
現 金 及 び 預 金	3,001,759	電 子 記 録 債 務	11,686
受 取 手 形	626	買 掛 金	566,711
電 子 記 録 債 権	124,591	未 払 金	364,798
売 掛 金	1,702,069	未 払 費 用	17,442
契 約 資 産	206,742	未 払 法 人 税 等	152,210
商 品	113,607	未 払 消 費 税 等	319,650
仕 掛 品	90,536	契 約 負 債	220,308
前 渡 金	1,296	預 り 金	25,461
前 払 費 用	157,653	賞 与 引 当 金	56,760
そ の 他	23,691	そ の 他	2,624
固 定 資 産	1,275,728	固 定 負 債	253,273
有 形 固 定 資 産	229,086	長 期 未 払 金	88,153
建 物 附 属 設 備	181,069	繰 延 税 金 負 債	16,948
工 具 、 器 具 及 び 備 品	48,017	資 産 除 去 債 務	138,196
無 形 固 定 資 産	104,357	そ の 他	9,976
ソ フ ト ウ エ ア	101,834	負 債 合 計	1,990,929
そ の 他	2,522	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	942,284	株 主 資 本	4,549,513
投 資 有 価 証 券	690,630	資 本 金	1,041,818
関 係 会 社 株 式	23,170	資 本 剰 余 金	942,093
長 期 前 払 費 用	64,446	資 本 準 備 金	942,093
敷 金 及 び 保 証 金	164,036	利 益 剰 余 金	3,077,952
資 産 合 計	6,698,303	利 益 準 備 金	16,220
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,061,731
		別 途 積 立 金	10,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,051,731
		自 己 株 式	△512,351
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	157,860
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	157,860
		純 資 産 合 計	4,707,373
		負 債 純 資 産 合 計	6,698,303

損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,300,064
売上原価	7,186,947
売上総利益	4,113,116
販売費及び一般管理費	3,244,207
営業利益	868,909
営業外収益	
受取利息	241
受取配当金	33,008
受取家賃	4,416
為替差益	1,114
助成金収入	5,423
その他	15,496
営業外費用	
自己株式取得	1,352
その他	155
経常利益	927,101
特別利益	
投資有価証券売却益	862
特別損失	
固定資産除却損	4,634
投資有価証券評価損	4,679
税引前当期純利益	918,650
法人税、住民税及び事業税	132,105
法人税等調整額	88,395
当期純利益	698,149

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

イーソル株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島藤 章太郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城市 武志

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イーソル株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーソル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

イーソル株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島藤 章太郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城市 武志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イーソル株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるE Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるE Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月21日

イーソル株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	高野 憲一郎
監査等委員	高橋 廣司
監査等委員	鹿住 倫世

(注) 監査等委員 高橋廣司及び鹿住倫世は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

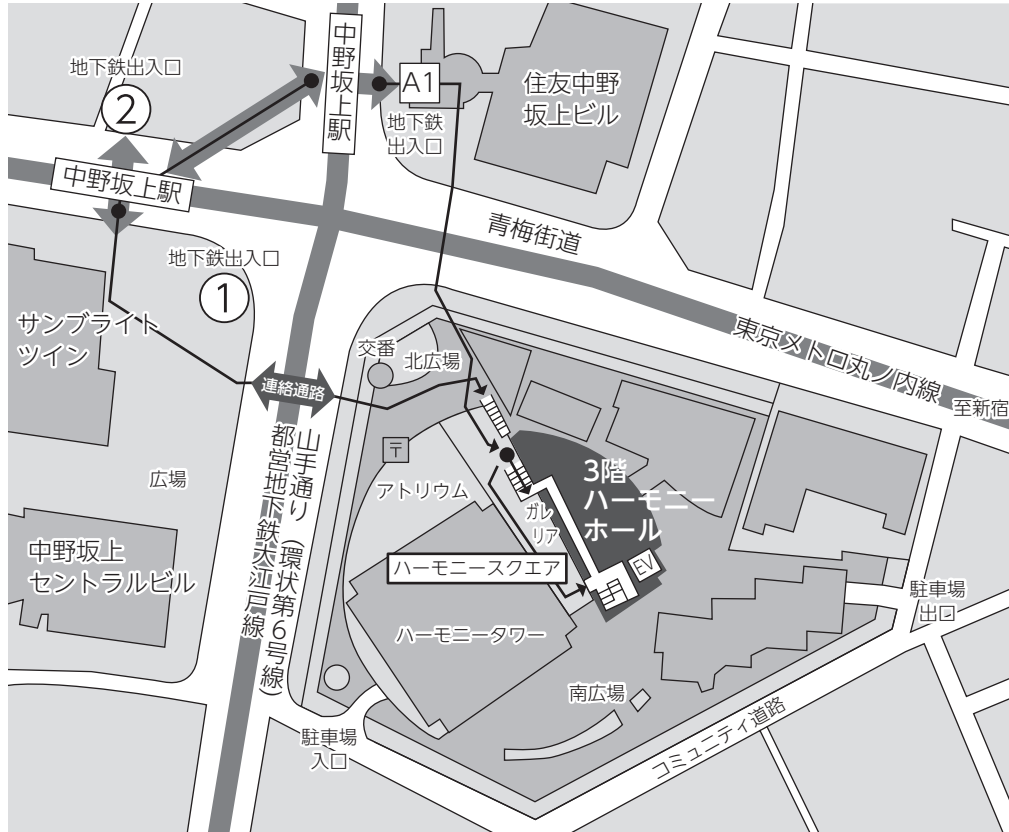
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中野区本町一丁目32番2号

ハーモニースクエア 3階 ハーモニーホール

TEL 03-3373-1270(代表)



交通 東京メトロ丸ノ内線中野坂上駅改札口→ホール：4分

都営大江戸線中野坂上駅改札口→(丸ノ内線改札口前)→ホール：5分

都営大江戸線中野坂上駅改札口→(A1 出入口)→ホール：6分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。